- 三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 國部毅様
- 三井住友フィナンシャルグループ 執行役社長兼グループCEO 太田 淳様
- 三井住友フィナンシャルグループ 取締役会の皆様

東アフリカ原油パイプライン(EACOP)事業による三井住友銀行への重大なリスクについて

私たち、三井住友フィナンシャルグループ(以下、SMBCグループ)の株主を含む署名者は、大きな物議を醸している東アフリカ原油パイプライン(EACOP)事業に対して、貴グループの子会社である三井住友銀行が助言と融資の幹事を行っていると報告されている役割に対して強く懸念しています。本書簡を通じて、貴グループ取締役会に対し、地球規模の気候非常事態を悪化させる、この大規模な化石燃料事業への三井住友銀行の関与を停止するよう求めます。

SMBCグループの取締役の皆様は、貴グループのリスク管理プロセスや情報開示を監督し、また、三井住友銀行が関連する法律および企業方針を遵守して行動することを確保する責任を負っています。<sup>1</sup>三井住友銀行は、EACOP事業の運営会社であるトタルエナジーズ社(以下、トタル社)に助言を行い<sup>2</sup>、事業総費の6割までを賄う20~30億ドルのプロジェクトの債務による資金調達<sup>3</sup>を共同であっせんしている<sup>4</sup>と報告されています。この報告されている役割に加えて、三井住友銀行は、2017年から2021年において、トタル社に対して、2024年以降に満期を迎える複数のローンを含む22億ドルの化石燃料に当てられるローンを発行しています。<sup>5</sup>

後述のとおり、EACOPという大規模な化石燃料拡張事業を支援することは、貴グループが環境・社会に関して表明している方針や約束、特に人権、気候変動、ラムサール条約指定湿地の保護に関する方針

 $<sup>^1</sup>$ 「ユーポレートガバナンス・ユード」(2021年6月11日)、「4-3.取締役会の役割・責務(3)」(「取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである」と指摘); SMBCグループ「人権尊重に係る声明」(最終閲覧日:2022年6月3日)(「人権尊重に関する取組は取締役会に報告がなされ、監督が行われています。」)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> <u>Pipe dreams:Inside the Uganda - Tanzania oil pipeline talks</u>, The Citizen(2019年3月18日);<u>Uganda to raise Shs300b for crude oil pipeline</u>, Monitor(2017年12月11日、2021年2月1日に更新)

³トタル社およびウガンダのエネルギー鉱物資源開発省による2021年の発表によると、EACOPに必要な資金は全体で50億米ドルと見込まれており、負債資本比率は60:40となる予定です。負債部分については、事業スポンサーが30億米ドルのプロジェクト・ファイナンスを調達し、残りの20億米ドルは事業の株主が提供することになっています。この資金調達要件は、トタル社によって2021年5月トタル社年次総会での質問に対する回答(p. 37)のなかで報告されており、この比率は2021年4月28日のウガンダ議会への陳述で確認されています。2022年に開催された直近のトタル社年次総会での同社の発言によると、負債額は「20億~30億ドル」に修正されたようです。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Stanbic sees June 2019 close for \$2.5 bln debt deal for Uganda's oil pipeline, Reuters, 2018年11月21日.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> BankTrack, Indigenous Environmental Network, Oil Change International, Rainforest Action Network, ReClaim Finance, Sierra Club, Urgewald, Banking on Climate Chaos:Fossil Fuel Finance Report 2022 (2022年3月). 上記のローン額は、特定の銀行が主導する融資と引受を集計するリーグテーブル (LEAG) 機能を使用して、ブルームバーグターミナルから取得した融資データに基づくものです。詳しくは、Banking on Climate Chaosの方法論をご覧ください。

や約束に反します。6三井住友銀行による本事業への関与が、同事業の人権への悪影響に寄与した、あるいは将来寄与する場合、国際人権基準と矛盾する、また、関連する法律に違反する可能性があります。7これは同事業による予見可能な気候への影響を要因とする人権への悪影響を含みます。

これらの矛盾を無視したり不正確な説明をすることや、EACOP事業への支持が気候、環境、人権に関する貴グループの公的な約束と両立しているように装うことは、グリーンウォッシュに該当する恐れがあります。

EACOP事業において三井住友銀行が担っていると報告されている役割は、SMBCグループにとって大きな評判リスク及び財務リスクとなります。さらに、SMBCグループが、添付資料「ESGリスクの背景」に記載されており、また後述する、EACOP事業による予見可能なリスクおよび実際の悪影響または予見可能な悪影響を評価および管理しなかった場合、貴グループ、または三井住友銀行が法的責任を負う可能性があります。また、受託者義務に従わなかったとして、貴グループの取締役の責任も問われる恐れがあります。

従って、私たちは、貴グループに対して、EACOP事業に対する三井住友銀行によるこれまでの全ての支援に関連するリスクを速やかに検討し開示すること、同事業による予見可能な人権への悪影響に寄与することを停止し、今後寄与することを防止し、これまでに発生した悪影響を緩和すること、および、最終的には同事業への一切の関与から撤退する・控えることを求めます。より詳細な提言は、本書末尾に記載しています。

EACOPは、深刻な環境・社会・ガバナンス(ESG)リスクをもたらしています。EACOP事業は、ウガンダのホイマ県からタンザニアのタンガ港までの1443kmの原油パイプラインを建設する計画です。完成すれば、世界最長の加熱式原油パイプラインとなります。添付資料「ESGリスクの背景」(および同資料で引用されている文献)で概説されているとおり、EACOP事業と関連石油開発事業(ティレンガおよびキングフィッシャー)による人権への影響や、人びと、自然、気候への予見可能なリスクについては、多くの出版物に示されています。8

報告されている影響とリスクには以下が含まれます。

● 事業の影響を受ける人びとが、十分な協議や補償なしに物理的・経済的に移転させられ、収入 や生活が脅かされていること。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> SMBCグループ,「<u>SMBCグループ環境・社会フレームワーク</u>」。本書簡の署名者は、<u>Sumitomo Mitsui Financial Group responds to alleged link to EACOP project</u>, Business and Human Rights Resource Centre (2021年10月25日) に記載されている本件に関するSMBCグループの公的な発言について認識しています。

<sup>7</sup> 気候変動と国際人権との関連、それに対応する企業の責任については、Amnesty International, <u>Stop Burning Our Rights!</u> <u>What Governments and Corporations Must Do to Protect Humanity from the Climate Crisis</u> (2021年) p. 19、125-129を参照。

8 Center for International Environmental Law, StopEACOP, and Oil Change International, 東アフリカ原油パイプライン(
EACOP)に対する邦銀の融資について: ESGリスクの背景(以下、ESGリスクの背景) (2022年6月) (および同資料で引用されている文献)を参照。Les Amis de la Terre France & Survie, Serious Breaches of the Duty of Vigilance Law: the Case of Total in Uganda (2019年6月); AFIEGO, Black Gold or Poverty Trap?High Risks and Low Prospects for Uganda's Oil Sector (2021年3月); AFIEGO, Center for International Environmental Law (CIEL), and Les Amis de la Terre France, Joint Parallel Report to Human Rights Committee (2022年3月2日); AFIEGO, Inclusive Development International, BankTrack, Assessment of EACOP and Associated Facilities Compliance with Equator Principles and IFC Performance Standards (2022年6月) なども参照のこと。

- EACOP事業や関連事業の影響を受けるコミュニティと共に活動し、コミュニティを代弁する環境・ 人権擁護者たちが脅迫、逮捕、拘束されていること。 9
- 水質、生物多様性、自然生息地に対して回復不能な損害を与える可能性があること。これには、 ラムサール条約指定湿地、ウガンダ最古・最大の自然保護区、重要なビクトリア湖流域、タンザニ ア沿岸の海洋保護区への脅威などが含まれます。
- 化石燃料の新たな供給源を確保することによって、気候変動に大きく寄与すること。燃焼されれば、石炭火力発電所9基分に相当する二酸化炭素(CO2)が排出されることになります。(EACOP事業の予想される25年間の耐用期間を通じたバリューチェーン全体でのCO2排出量は、3億7,800万トンと推測されています)。

EACOPおよび上流の関連油田開発の影響を受ける2,000人以上の人びとは、2022年5月31日に三井住友銀行に書簡を送り、土地取得プロセスに伴う被害の主張やラムサール条約指定湿地への影響に関する懸念など、事業による人権と環境への悪影響について伝えました。書簡に署名した人びとは、三井住友銀行に対して、EACOP開発者が公正で十分な補償を支払うよう働きかけること、および、人権と環境の保護を守らないウガンダの石油事業に融資しないことを求めました。

同事業に関連する訴訟が現在進行中です。EACOPに関連する社会・環境影響やリスクは、同事業、上流の油田開発、および事業者であるトタル社に関する訴訟を引き起こしており、現在フランス、ウガンダ、東アフリカ司法裁判所など複数の法域で係争中です。10これらの訴訟では、EACOP事業による気候変動への影響に関する違反を含む人権侵害の疑いや、国内法および国際法が遵守されていないなどの指摘がされています。そのうちの1つの訴訟は、このプロジェクトの差し止めを求めています。

これら係争中の訴えは、事業の遅延または中止を招き、すでに深刻な座礁資産(下記参照)や借入返済不能のリスクに拍車をかける可能性があります。また、これらの訴訟における事実または法律の認定は、事業の影響に関する融資者の責任に影響する恐れがあります。

他の金融機関は、EACOP事業を支援しないことを約束しています。EACOPに関連する広範なESGリスクとそれによる評判リスクを考慮し、公的に事業との関係を絶つ金融機関が増えております。これらの金融機関の行動により、SMBCグループの同事業との報じられている関わりのリスクが高まっています。260以上の市民団体が賛同するStopEACOPキャンペーンに例示されるように、EACOPをめぐる論争によって、すでに市民社会は国際的に動いています。11

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> ESGリスクの背景に引用されている文献に加えて、以下なども参照のこと。AFIEGO, <u>AFIEGO and Partners Demand for Release of AFIEGO's Buliisa District Field Officer</u> (2021年5月20日); AFIEGO, <u>Statement on Arrest of AFIEGO Staff</u> (2021年10月23日); Press Release, COTFONE, "<u>Break in/Burglary and Theft at COTFONE-Masaka Office & Network Coordinator' Home February 27<sup>th</sup> 2022</u>" (2022年3月1日); Joint Communication by U.N. Special Rapporteurs, <u>Communication to Uganda</u>, p.3, Ref. AL UGA 1/2022 (2022年1月24日). 同特別報告者(通称「特別手続」)は、トタル本社およびTotal E&P Uganda社にも書簡を送っています。 <u>Communication to Total Headquarters</u>, Ref. AL OTH 205/2021 (2021年7月6日); <u>Communication to Total E&P Uganda</u>, Ref. AL OTH 204/2021 (2021年7月6日)を参照。トタル社の回答: Letter from Aurelien Hammele to U.N. Special Rapporteurs on the situation of human rights defenders, healthy environment, freedom of opinion and expression, <u>re Joint Communication from Special Procedures</u> (2021年8月23日); Letter from Pierre Jessua to U.N. Special Rapporteurs on the situation of human rights defenders, healthy environment, freedom of opinion and expression, <u>re Joint Communication from Special Procedures</u> (2021年8月23日).

<sup>10 [</sup>フランス] Friends of the Earth France, Survie, AFIEGO, CRED, NAPE/Friends of the Earth Uganda, and NAVODA vs TotalEnergies; [ウガンダ] High Court of Uganda, AFIEGO v.NEMA & PAU, Miscellaneous Case No. 140 of 2019; [東アフリカ司法裁判所] Center for Food and Adequate Living Rights (CEFROHT) Limited and 3 Others v. the Attorney General of the Republic of Uganda & 2 Others, EACJ Reference No 39 of 2020. 詳細は、ESGリスクの背景を参照のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> https://www.stopeacop.net/home を参照。

現在までに、少なくとも大手銀行20行、保険会社8社、輸出信用機関4社が、本事業への投融資を行わないことを公言しています。みずほフィナンシャルグループも、「現在進行中の環境・安全問題が解決し、友好的な解決策が策定されない限り、EACOPへの融資は行わない」と宣言しています。12

これらのESGリスクは、財務的な影響を及ぼします。評判リスクおよび訴訟リスクの高まりにより、三井住友銀行はEACOPに継続的に関与することによって、多額の金融負債を負うことになりかねません。

特にEACOPは、長期的な気候変動の影響によって、座礁資産のリスクにさらされやすい事業です。世界の気温上昇を1.5℃に抑えるためには新たな化石燃料供給事業への投資を行ってはならないという、国際エネルギー機関(IEA)の「2050年までのネットゼロ」シナリオの明確な結論が出ている <sup>13</sup>なかで、同事業は開発されています。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が最新の報告書で述べたように、「温暖化を抑えるには、エネルギー投資を化石燃料から低炭素技術に移すことが必要」です。<sup>14</sup>気候科学と整合性のとれたエネルギー転換は、化石燃料資産の座礁(未利用の埋蔵量や放棄されたインフラなど)を必ず発生させ、何兆ドルもの損失をもたらすことになります。<sup>15</sup>

EACOPがSMBCグループのESGコミットメントと整合しているように装うことは、グリーンウォッシュに相当する恐れがあります。SMBCグループが、気候、環境、人権に関するコミットメントを公約しながら、トタル社およびEACOP事業を支援することは、グリーンウォッシュに関与するリスクを負うことになります。

例えば、SMBCグループは、「ラムサール条約指定湿地およびユネスコ指定世界自然遺産に著しく負の影響を与えると認識される新規事業に対しては支援を行いません」16と約束していますが、EACOP事業は、ラムサール条約指定地域内とその周辺に採油井とパイプラインを開発する計画です。加えて、IEAとIPCCは、世界の気温上昇を1.5℃に抑えるためには、すべての化石燃料拡張事業を中止する必要があることを認めていますが、これを公然と無視する新規石油供給事業であるEACOPを支持することは、投融資ポートフォリオ全体でのGHG排出量をネットゼロにするという貴グループの約束とも矛盾しています。さらに、三井住友銀行は、プロジェクト・ファイナンスがエクエーター原則を遵守していると主張していますが17、複数の団体がエクエーター原則の社会・環境基準の基礎となっているIFCパフォーマンス・スタンダードにEACOPが違反している18と信憑性の高い申し立てを行っています。SMBCグループがEACOP事業に融資を行った場合、対象事業に融資を行う際にエクエーター原則を適用・遵守しているという主張は、重要な虚偽表示、脱漏、または投資家への不当表示となる可能性があります。

EACOP事業に関与することは、人権に関する貴グループの責任問題にも関わります。三井住友銀行の EACOP事業への関与は、SMBCグループの人権に関する方針、環境・社会フレームワーク、および遵守

<sup>12</sup> https://www.stopeacop.net/banks-checklist を参照。(和訳はCIELによる)

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Stéphanie Bouckaert et al., Net Zero by 2050, International Energy Agency, (2021年5月).

<sup>14</sup> Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC), <u>Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change</u> (2022), TS-47, Ch.3, 3-7. (和訳はCIELによる)

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> IPCC, Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change, SPM-36-37.

<sup>16</sup> SMBCグループ、「SMBCグループ環境・社会フレームワーク」

<sup>17</sup> SMBCグループ,「エクエーター原則」。Business and Human Rights Resource Centre (2021年10月25日) 前掲書も参照のこと。

<sup>18</sup> IFC独立したアカウンタビリティ・メカニズム「コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン室(CAO)」への苦情:

<sup>&</sup>quot;Re:Complaint Concerning IFC Investment Britam Holding Plc, Project No 37294," Inclusive Development International, 2021 年10月13日; AFIEGO, Inclusive Development International, BankTrack, <u>Assessment of EACOP and Associated Facilities</u> Compliance with Equator Principles and IFC Performance Standards (2022年6月)を参照。

することを約束している国際基準と矛盾することになります。<sup>19</sup>トタル社の財務アドバイザーおよびEACOP の融資予定者として報告されている三井住友銀行の役割を考えると、同行には、予見可能な人権への 悪影響に寄与している可能性や、将来寄与する可能性、または、それらに寄与するリスクがあります。これには、予見可能であり、事業が必然的に助長するであろう、人権に悪影響を与える気候変動を通じて 寄与することも含まれます。<sup>20</sup>また、三井住友銀行は、トタル社への継続的な融資を通じて、人権への悪影響に直接的に関連している可能性があります。<sup>21</sup>

貴グループには、国連のビジネスと人権に関する指導原則およびOECD多国籍企業行動指針が適用されます。これらに基づき、金融機関をはじめとする企業は、人権への悪影響に寄与することを避けるべきです。22事業者は、人権への悪影響に寄与している、または寄与する可能性がある場合、寄与することを停止または防止するために必要な措置を講じ、残存する影響を緩和するためにレバレッジを行使し、影響を自ら是正する、あるいは是正に協力しなければなりません。23また、事業者は、ビジネス上の関係によって自らのサービスに直接結びついている人権への悪影響を防止または緩和するよう努めるべきです。これには、被害の原因となっている企業に対してレバレッジを行使することが含まれます。24

事業者は、人権に対する実際の悪影響および潜在的な悪影響を特定、防止、緩和し、対処方法を説明するため、その活動や関係の範囲全体にわたって人権デューディリジェンスを実施すべきです。<sup>25</sup>これには、指摘された人権への悪影響について調査することも含まれます。<sup>26</sup>

SMBCグループは、「企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し」「自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである」<sup>27</sup>と定めた国連グローバル・コンパクトも支持しています。<sup>28</sup>

5

<sup>19</sup> SMBCグループは、方針とフレームワークのなかで、世界人権宣言、OECD多国籍企業行動指針、国連のビジネスと人権に関する指導原則などに示されているように人権を尊重することを約束しています。SMBCグループ、「<u>人権尊重に係る声明</u>」,前掲書。SMBCグループ,「<u>SMBCグループ環境・社会フレームワーク</u>」,前掲書。また、SMBCグループは、国連グローバル・コンパクトを支持しています。SMBC グループ,「<u>イニシアチブ参画・参考ガイドライン</u>」(最終訪問日:2022年6月9日)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> HRC, General Comment No. 36, para.62 U.N.Doc.CCPR/C/GC/36(2019年9月3日); Joint Statement by five U.N.Human Rights Treaty Bodies, <u>Statement on Human Rights and Climate Change</u>, U.N.Doc.HRI/2019/1, para.3(2020年3月14日)を参照。
<sup>21</sup> <u>Banking on Climate Chaos</u>, 前掲書(三井住友銀行グループによるトタル社を含む化石燃料企業への融資に関する図表)(最終閲覧日:2022年6月4日)。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> OECD Guidelines for Multinational Enterprises:2011 Edition, ch.II, para.11, ch.IV, para.2; ch.IV commentary, para.42 (2011) [OECD Guidelines]; OECD, <u>Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting:Key Considerations for Banks Implementing the OECD Guidelines for Multinational Enterprises</u>, pp. 43-46 (2019年); U.N.Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR), Guiding Principles on Business and Human Rights, princ.13(a) (2011年), adopted by the UN Human Rights Council, A/HRC/RES/17/4, July 6, 2011 [UNGP]; OHCHR response to request from BankTrack for advice regarding the application of the UNGP in the context of the banking sector, pp, 5-6, 8 (2017年7月12日) [BankTrack OHCHR O回答].

<sup>23</sup> OECD Guidelines ch.II, para.11, ch.II commentary, para.19, ch.IV paras.1, 2, 6, ch.IV commentary, paras.41-42, 46; UNGP, princ.13(a), 19, 22 (and associated commentary); BankTrackへのOHCHRの回答, pp. 10-11.

<sup>24</sup> UNGP, princ.13(b), 19; OECD Guidelines, ch. II, para. 12; ch. IV, para. 3; ch. IV commentary, para. 43; BankTrackへのOHCHRの回答, pp. 13-14.

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> UNGP, princ. 17, 18 (and commentary for both); OECD Guidelines, ch. II, para. 10, commentary para. 14; Ch. IV. para. 5; Ch. IV. commentary, para. 45.

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> OHCHR, The Corporate Responsibility to Protect: An Interpretive Guide, UN Doc. HR/PUB/12/02, p.63 (response to q.63) (2012); BankTrackへのOHCHRの回答 p.9.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> United Nations Global Compact, <u>The Ten Principles</u>, at princs. 1, 2 (最終訪問日:2022年6月21日); United Nations Global Compact, <u>Company Information: Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc</u>, (l最終訪問日:2022年6月21日) (SMBCグループが2007年12月31日からグローバル・コンパクトに参加していることが示されている。)

<sup>28</sup> SMBCグループ、「イニシアチブ参画・参考ガイドライン」、前掲書

報告されているEACOPおよび上流の関連石油開発事業に関連する前述の悪影響や予見可能なリスク (添付資料「ESGリスクの背景」およびそこで引用された文献でも述べられています)は、適切な生活水準、生命、健康、環境、水、財産、表現の自由、結社の自由、人身の自由および安全に対する権利など、様々な人権に影響を及ぼします。EACOPおよび関連事業が、これらの人権やその他の人権に対する予見可能な悪影響に寄与することを停止する、あるいは避けるために適切な措置を講じない場合、三井住友銀行はOECD多国籍企業行動指針に違反するとして、日本連絡窓口(NPC)に提起される可能性があります。

さらに、生命、健康、生計への悪影響など被害(本事業が不可避的に気候変動に貢献することに起因する被害を含む)を起こすことが予見される事業に対して、資金援助や支援を行うこと、またはその他の方法で事業を可能にし、促進し、貢献することによって、私法上の責任を問われる恐れがあります。

**SMBC**グループのような金融機関およびその取締役会は、説明責任を求める圧力の高まりに直面しています。多国籍企業とその取締役に対して、気候危機への寄与やグリーンウォッシュ(寄与していることを覆い隠す、あるいは自社の行為が環境に与える影響を誤解させる慣行)に関して、ますます厳しい目が向けられており、説明責任を求められています。トタル社に対しては、事業活動において気候変動への影響を考慮しておらず、また、グリーンウォッシュを行ったとして、2件の訴訟が進行中です。<sup>29</sup>

SMBCグループもこうしたリスクと無縁ではいられません。このような傾向は、金融機関などに対して起こされている気候変動訴訟の急増<sup>30</sup>、より強固な気候関連の情報開示と目標を要求する株主提案(SMBC グループに対するもの<sup>31</sup>、EACOPのもうひとつの財務アドバイザーであるスタンダード銀行に対するものも含む)<sup>32</sup>、気候関連リスクの正確な開示を目的とした金融規制によって証明されています。<sup>33</sup>

特に、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)は、気候変動に関連する訴訟を、増大するリスク源であり、金融関係者に重大な影響を与える可能性のあるものとして特定しています。その例として、投融資コストが増加していること、気候関連リスクを適切に開示・管理しなかった金融関係者の責任が問われていること、気候変動要因(特に化石燃料)への投融資を支持し続けている金融機関の取締役の受託者責任違反を挙げています。34

EACOP事業およびその事業者を支援することは、取締役としての義務に違反する恐れがあります。 SMBCグループの取締役は、リスク管理を監督し、開示の正確性を確保する責任を負っており、これを 怠った場合、法定で争える受託者責任違反となる可能性があります。今年3月には、シェル社の取締役 会が、ネット・ゼロ移行に向けた適切な準備を怠ったことが法的義務違反にあたるとして、英国法に基づ き告訴されています。35

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Greenpeace France, Amis de la Terre, Notre Affaire à Tous vs TotalEnergies SE and TotalEnergies Electricité et Gaz France (2022年); Notre Affaire à Tous, Sherpa, Zea, Les Eco Maires, et al. vs Total (2019年)

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> Subodh Mishra, <u>The Rise of Climate Litigation</u>, Harvard Law School Forum on Corporate Governance (2022年3月3日).

<sup>31</sup> SMBC Group:Shareholder Resolution, Climate Votes (最終訪問日:2022年6月10日)

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> Kristin Engel, <u>Climate Activists Call for Action Following Protests Outside Standard Bank's AGM</u> (2022年6月3日); Just Share, 2022 AGM Roundup 1 (15 February - 3 June)

<sup>33</sup> Rupert Walker, Japan gets tough on greenwashing, ESG Clarity (2021年8月5日) などを参照。

<sup>34</sup> Network for Greening the Financial System, <u>Climate-related litigation:Raising awareness about a growing source of risk</u> (2021 年11月).

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup> ClientEarth, <u>ClientEarth Shareholder Litigation against Shell's Board FAQ</u>(2022年3月15日); Sam Meredith, <u>Shell's Board of Directors Sued for 'Failing to Properly Prepare' for the Energy Transition</u>(2022年3月15日).

日本の取締役には、忠実義務、法令や定款などを遵守する義務、善管注意義務という3つの主な義務 があります。36皆様は、SMBCグループの取締役として、同グループの利益(貴グループの長期的な持続 可能性を含む)のために行動する忠実義務や、会社に損害を与える可能性のある情報を報告する義務 を負っています。37気候変動に関しては、取締役が関連事実の妥当な調査・分析を怠り、気候変動関連 のリスク管理に関して専門家の助言を得ず、気候変動リスクに関してしかるべき注意を払わなかった場 合、裁判所が取締役の経営判断を尊重して認める可能性は低くなります。38取締役には、そのような対 策をとったことを示す責任があります。そのような義務を怠った取締役は、その結果生じた損害につい て、会社に対して連帯責任を負う可能性があります。また、取締役に重大な過失がある場合や、故意に 義務を怠った場合、その取締役は、株主や債権者を含む第三者に対して、結果として生じた損害につ いて責任を負う可能性もあります。39

上記を踏まえて、私たちは、2021年3月に260以上の市民社会組織が三井住友銀行や他の銀行に対 して行った呼びかけ⁴のに賛同し、SMBCグループとその取締役会に対して以下を要請します。

- 三井住友銀行が、EACOP事業における財務アドバイザーおよびプロジェクト・ファイナンスの幹事 行としてEACOP事業に関与することを全て停止させること。また、EACOP事業や関連する化石燃 料事業に対する投融資およびその他の形態の支援を行わないことを公的に約束すること。
- 人権、環境、気候に関するEACOPの悪影響と予見されるリスクについて、事業の影響を受けるコ ミュニティとの現地会合などを通じて、信頼できる報告を調査し評価すること。
- 人権や環境への悪影響に寄与することを停止し、将来寄与することを防止すること。また、寄与し た悪影響(土地取得のプロセスに関連する問題を含むがこれに限定されるものではない)の是正 に参加すること。
- 以下について公式に報告すること:①EACOP事業による人権、環境、気候への影響とリスクに対 処するために取られた措置について、②同事業に関連する財務リスクと評判リスクの管理につい て、③貴グループの環境・社会フレームワーク、および、特に国連のビジネスと人権に関する指 導原則とネット・ゼロ・バンキング・アライアンス(NZBA)を支持することを通じた、人権と気候変動 に関する公式なコミットメントと、EACOP事業に助言と融資を行うことの整合性の評価について。
- トタル社が、EACOP事業の影響を既に受けている人々に対して、国際人権基準に則り、土地や 生計への影響に対して完全かつ公正で適切な補償を行うために直ちに行動し、また、さらなる人 権への悪影響を防止、緩和、是正するよう、貴グループのレバレッジを行使すること。
- ウガンダ政府、タンザニア政府および他の資金提供者と協力し、石油などの化石燃料に依存し ない、再生可能な代替エネルギーを利用する東アフリカのエネルギーの未来を促進すること。

37 会社法,第357条.

<sup>36</sup> 民法(明治29年4月27日法律第89号), 改正第644条; 会社法, 第355条.

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> Dr.Yoshihiro Yamada *et al.*, <u>Directors' Duties Regarding Climate Change in Japan</u>, Commonwealth Climate and Law Initiative ( 2021年2月), p.28を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 会社法, 第423条および第429条.Akira Nagasaki, City-Yuwa Partners, <u>Environmental Law 101:Japan</u>, Section 7.1も参照のこ

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> Open letter from over 260 civil society organisations to banks on EACOP, 2021年3月1日.

来る6月29日の株主総会で、三井住友銀行によるEACOPへの関与を明確にすることを含め、本件が取り上げられることを望んでおり、また、本書簡への文書によるご回答を遅くとも2022年7月15日までにお願いします。

ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

気候ネットワーク\* 横山隆美\*(**350.org Japan**代表) 渡辺瑛莉\*(**350.org Japan**シニアキャンペーン担当) 川上豊幸\*(レインフォレスト・アクション・ネットワーク(**RAN**) 日本代表)

国際環境NGO 350.org Japan

AFIEGO
Amis de la Terre - France
BankTrack
Center for International Environmental Law
Inclusive Development International
Oil Change International
レインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN)

\*SMBCグループ株主

担当: Center for International Environmental Law (ハイネケン・ハナ) 1101 15th St NW, 11th Floor Washington DC, 20005 TEL:+1 (202) 785-8700

Email: hheineken@ciel.org